



家賃滞納が深刻な問題になる前に。。。

近年、厳しい経済情勢の下、家賃債務をめぐるトラブルが急増しております。また、通称「家賃督促規制法案」が国会審議中です。

この法案は、家賃未納者に対する、貸主の鍵交換や動産の持ち出しは勿論、人を威迫する行為（面会、文書送付、貼り紙、電話などの手法は問わない）に対して罰則を盛り込んだものです。

この法案の成否に関わらず、家賃未納者への対応が非常に困難になる事は確実です。

■起こってしまった滞納は初期対応が大変重要です

「うっかり忘れ」だろうと対応を怠ると、すぐに2ヶ月、3ヶ月滞納となり、容易に入金できない額になり、慢性的な滞納状態となる傾向があります。

連絡が遅れると、未納者の中には、「なぜこのような金額になる前に教えてくれないんだ！」と逆にお叱りを受けるケースもあります。

最悪のケースでは、法的措置による退去となりますが、多大な時間と費用、そして精神的な苦痛を伴います。

■適切な初期対応として■

- ①1日でも入金期限を過ぎれば書面で通知する。
- ②適切な時期に連帯保証人へも書面で通知する。
- ③いつ、どういう対応をしたか証拠を残す。

弊社へ管理委託を頂いております家主様におかれましては、初期対応の重要性をご理解いただき、マメな記帳とご連絡をお願いいたします。



USAGI通信はメールでの送信も可能です！！

弊社ホームページ<http://3215.co.jp/>からメールアドレスをお知らせ下さい。